

令和6年度 明石市商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業補助金のご案内

商店街への若者や女性による新規出店を応援し商店街の活性化を促進するため、商店街の空き店舗を活用した個性ある店舗の新規開業を支援します。

事業名	商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業
対象区域	明石市内全域
対象事業	商店街の空き店舗への新規出店・開業
対象業種	小売業、飲食店、サービス業
対象者	やる気のある若者（令和6年4月1日現在50歳未満）または女性 （出店後すみやかに商店街団体に加盟し、組合員として団体活動に積極的に参加すること）
補助期間	補助金の交付決定日～令和7年3月31日
対象経費	店舗賃借料、内装工事費、ファサード整備費
補助率	対象経費の1/6以内（県と合わせて1/3）
限度額	最大75万円（県と合わせて最大150万円）
予定件数	1件程度
応募期限	令和6年4月15日から令和6年5月31日まで 12月10日を目処に、応募件数に達成するまで延長

明石市環境産業局産業振興室商工政策課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
TEL:078-918-5098 FAX:078-918-5126
Email: sansei@city.akashi.lg.jp

1 出店希望者に関する主な条件

原則として、次の①から⑬までのすべての条件を満たすものとします。

- ① 創業予定者、中小企業信用保険法に定める中小企業者・小規模企業者である。ただし、特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、商店街組合、協同組合、任意団体などは交付対象としない。
- ② 申請者本人が若者（補助を受ける年度の4月1日時点で50歳未満）または女性である。
- ③ 開業するに当たって必要となる許認可、資格及び経験を有する。
- ④ 商店街等への出店について、商店街等の代表者の同意が得られる。
- ⑤ 商店街等内の店舗移転又は商店街から他の商店街等への店舗移転に該当するものでない。
- ⑥ 過去に同様の補助金を受けて商店街等に出店した者が、撤退して再度出店するものでない。
- ⑦ 空き店舗等の所有者本人又は空き店舗等の所有者と密接な関係を有する親族等でない。
- ⑧ 空き店舗等の所有者が経営する法人・団体等の役員又は従業員の身分を有する者でない。
- ⑨ 政治活動及び宗教活動を行う団体等でない。
- ⑩ 暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者でない。
- ⑪ 補助金の交付申請を行う前に、原則として事業計画書を提出し、当該事業計画に関して商業アドバイザーの派遣を受ける。
- ⑫ 継続して事業を行う見込みがある。
- ⑬ 開業後速やかに、商店街等の会員等となり商店街等活動に参加する。

2 新規出店に関する主な条件

原則として、小売業、飲食店、サービス業であり、次の①から⑨までのすべての条件を満たすものとします。

- ① 商店街内の空き店舗で事業を行う。
- ② 信用保証協会の保証対象となる業種であって、商業の活性化に寄与する。
- ③ 不特定多数の消費者を対象として営業活動を行い、営業活動が極めて限定的でない。
- ④ 無店舗小売業（訪問販売・カタログ販売・ネット販売・移動販売等を主とする業種）、及び遊興飲食させる営業の類（スナック等のアルコール類の提供が主となる営業、カラオケ・ダンス・接客サービス等）に該当しない。
- ⑤ 大手フランチャイズ店の類に該当しない。
- ⑥ 管理事務所、倉庫、車庫、医療関係施設又は介護福祉関係施設の類に該当しない。
（病院、診療所、介護老人保健施設、調剤薬局、鍼灸接骨院等）
- ⑦ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業の類に該当しない。
- ⑧ 公序良俗に反する事業や青少年の健全育成を阻害するおそれのある営業の類に該当しない。
- ⑨ 場所貸事業（コアワーキングスペース、レンタルボックス、店舗の転貸等）、及び宿泊施設（民泊、ゲストハウス等）の類に該当しないこと。

3 空き店舗に関する要件

原則として、次の①から④までのすべての条件を満たすものとします。

- ① 市内の商店街内に所在する空き店舗
- ② 前の事業者が撤退した後、現に営業活動が行われていない店舗
- ③ 交付対象者が自ら所有する店舗、又は空き店舗の所有者と密接な関係にある者（生計を一にする者、3親等以内の親族、所有者が経営する法人又は団体の役員若しくは従業員、所有者が所属する法人・団体等）が所有する店舗でないこと。
- ④ 暴力団員*1、暴力団員と密接な関係を有する者又はこれらの者と密接な関係を有する者が役員等になっている法人が所有する店舗でないこと。

*1 明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員

4 対象経費について

対象経費は、次に掲げる費用であって、補助金の交付決定日から補助を受ける年度の末日までの期間において対象者が負担するものとします。

- ① 店舗賃借料
店舗賃借料は、店舗部分の賃借料を補助対象経費とする。なお、店舗の賃貸借契約をするに当たって必要となる経費であっても、管理費、駐車場代、共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料等の類は補助対象経費としないものとする。

店舗賃借料に店舗以外の賃借料が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定するものとする。

補助金の交付決定前に店舗の賃貸借契約を締結している場合にあつては、当該交付決定日以降の店舗賃借料を補助対象経費として算定するものとする。

② 店舗改装費（内装工事費、ファサード整備費）

店舗改装費は、開業するに際して最低限必要となる店舗部分の内装、撤去、ファサード（正面の外装）整備、給排水衛生設備、電気、空調・ガス配管等の工事費を補助対象経費とする。

なお、ショーケース、机、椅子、テレビ、パソコン、エアコン、システムキッチン、冷蔵庫、調理機器等の什器備品類の購入・移設・廃棄処分に要する経費や各種申請手数料等は補助対象経費としないものとする。

改装工事等と一体的に施工するものであつても、エアコン等の付属設備、必要以上に高価な照明器具や看板の類は補助対象経費としないものとする。

店舗改装費に店舗以外の工事費等が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定するものとする。

空き店舗を購入する場合にあつては、店舗改装費を補助対象経費とすることができるものとする。

5 審査方法等

① 審査方法

第三者の有識者を含む審査委員会において、書類審査及び面接（プレゼンテーション審査）を行います。

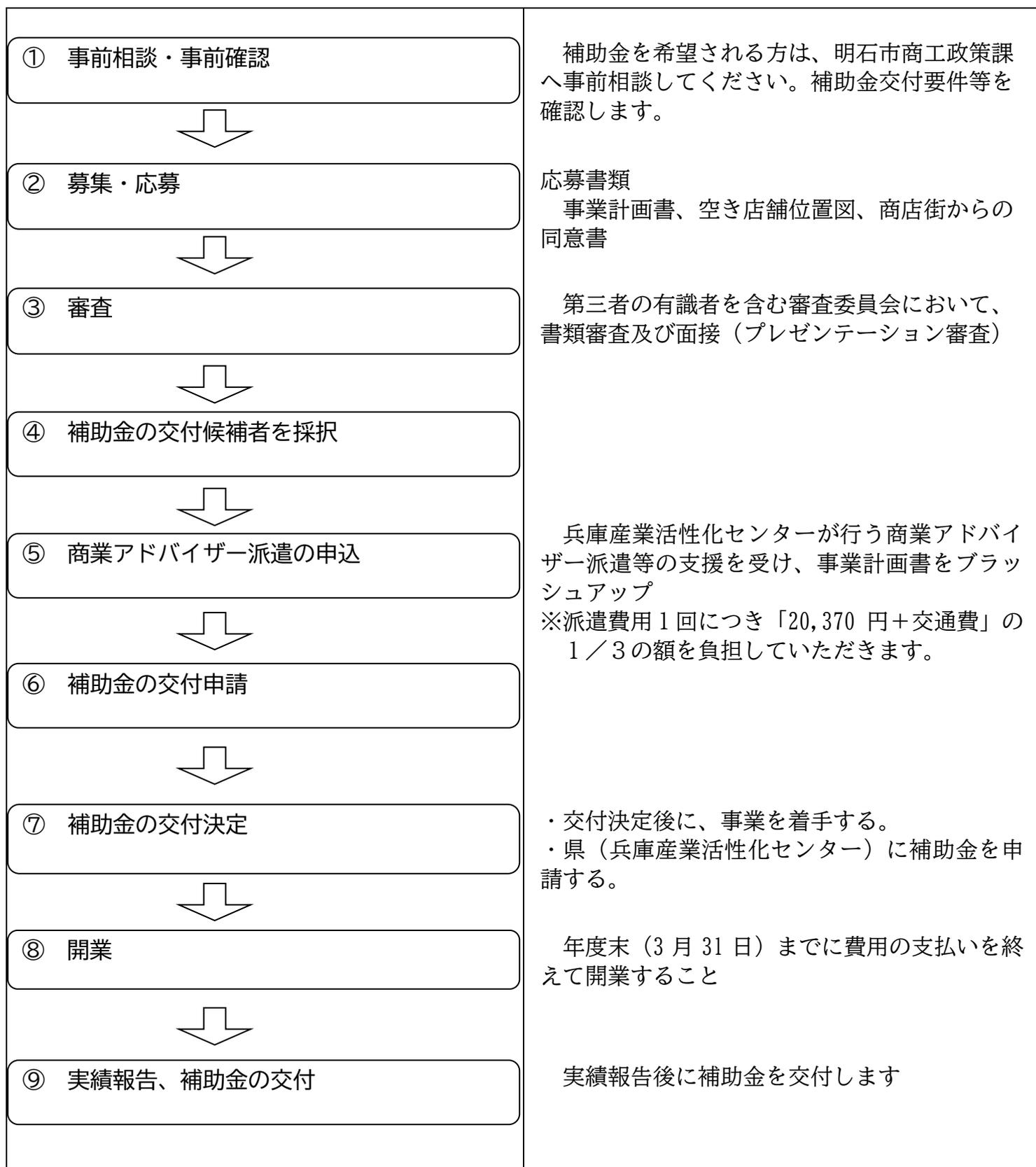
② 審査基準

項目	着眼点	配点
1 事業計画の有効性 当該事業の実施が確実である等 事業内容の熟度が高いこと	・事業計画は具体的であり実現可能性が高いか。 ・資金、収支計画との適切性、整合性はあるか。	20
2 商店街への出店効果 当該事業の実施により集客力の 増加が見込まれる等中小商業活性化 の効果が高いこと	・出店先商店街ににぎわいや集客を生むことが見込まれるか。 ・出店店舗のコンセプトが出店先商店街の地域特性を把握したものであるか。 ・出店先商店街の賑わい・集客への寄与のため連携を図る必要がある商店街等との連携及び協力が明確であるか	20
3 経営方針・目標の妥当性 当該事業の実施による目指すべき 目標が具体的に設定されている こと	・目指すべき目標が具体的に設定されているか。 ・自身（自社）の強みを踏まえているか。 ・対象とする市場（商圈）の特性を踏まえたものか。	20
4 創意工夫 事業計画書に若者や女性ならで はの強みを活かした事業内容が記 載されていること	・若者や女性ならではの強みを活かした事業内容になっているか。 ・自身の事業が他の事業者と差別化が図られているか。	20
5 公共性（施策反映）評価	・障害者の積極的雇用、子育て支援への取組、男女共同参画社会づくりへの取組、若年雇用者育成のための取組、更生支援のための取組、労働安全衛生のための取組	20

※基準点（50点）未満は失格とする。

※採択された応募者について、当該応募者に対しその旨を通知します。なお、落選理由を含む選考過程に関する個別の質問には一切お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

補助金交付までの流れ



注意事項

- 補助金交付候補者採択から交付決定まで2か月程度かかる場合があります。
- 交付決定前に事業着手(契約等)した場合、補助金の交付を受けられなくなります。
- 交付決定後は、年度末(3月31日)までに費用の支払いを終えて開業する必要があります。